

社会福祉法人 桜花会
指定介護老人福祉施設（特養）
ライフケア柏原 運営規程

第1章 総 則

（規程の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人桜花会が老人福祉法第15条第4項の規定に基づく設置の認可を受け、介護保険法第86条第1項の規定に基づく指定を受けた特別養護老人ホームライフケア柏原（以下「施設」という。）の運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と入居者に対する適正な処遇を確保することを目的とする。

（法人の運営理念）

第2条 個人の尊厳を重んじ優しい笑顔と暖かい手をもって全人間的運営を行う。

- 2 医療と連携して安心した生活を提供する。
- 3 質の良い福祉サービスの維持及び向上を図るために継続的な改善活動を実施する。
- 4 地域・世代間の交流拠点となり、地域高齢者がいつでも気軽に利用できる開かれた施設創りに努める。

（施設の目的及び運営の方針）

第3条 施設は、介護保険法の理念に基づき、入居者の有する能力と意志を尊重した本人主体の施設サービス計画を立て、少人数の家庭に近い住まいの中で、可能な限り自立した生活を営むことが出来るよう支援していくことを目指すものとする。

2 「住むところ、笑むところ、生きるところ」

～ご入居者、ご利用者様の可能性を信じて、その方主体のケアを行います。～
以上の努力の集約として可能な限り家庭における生活の復帰を目指した支援を行う。

（施設の名称等）

第4条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 特別養護老人ホーム ライフケア柏原
所在地 福岡市南区柏原4丁目29番5号

（入居定員）

第5条 施設の入居定員は、72名とする。

短期入所生活介護は、8名とする。

(定員の遵守)

第6条 施設は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならないものとする。
ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(ユニットの数およびユニットごとの入居定員)

第7条 ユニット数及びその定員、配置は次の通りとする。

2階：10人×4ユニット

3階：10人×4ユニット (短期入所生活介護 8室を含む)

計8ユニット72室

※各ユニットに食堂、共同生活室を備える。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種及び員数)

第8条 施設に次の職員を置くものとする。

(1) 施設長 (管理者)	(常勤)	1名
(2) 事務員	(常勤)	2名
(3) 医師	(非常勤)	2名
(4) 生活相談員	(常勤)	1名
(5) 看護職員	(常勤)	3名
(6) 介護職員	(常勤・非常勤)	30名以上配置
(7) 機能訓練指導員	(常勤)	1名
(8) 介護支援専門員	(常勤)	1名
(9) 管理栄養士	(常勤)	1名

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ予算の範囲内でその他職員を置くことができる。

(職務の内容)

第9条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

(1) 施設長

理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括すること。

(2) 事務員

施設の庶務及び経理の事務処理に関すること。

(3) 医師

入居者の診療と健康管理及び保健衛生の指導に関すること。

(4) 生活相談員

入居者の生活相談、指導に関すること。

(5) 看護職員

医師の指示による入居者の看護、保健衛生に関すること。

(6) 介護職員

入居者の日常生活の介護に関すること。

(7) 機能訓練指導員

入居者の機能訓練指導に関すること。

(8) 介護支援専門員

入居者の施設サービス計画の作成に関すること。

(9) 管理栄養士

献立の作成、栄養の計算、食品の管理及び調理指導に関すること。

(勤務体制の確保等)

第10条 施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

2 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 施設は、職員に対し、その資質の向上のため「事故発生防止」「感染症等の予防」「利用者等の人権擁護」「高齢者虐待の防止」「身体拘束廃止」等の内容を含む幅広く且つ有用な研修機会を確保するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 内部研修会 各月1回

(3) 外部研修会 随時

第3章 入居及び退居

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入居申込者の同意を得るものとする。

*別紙1：介護老人福祉施設入居契約書 別紙2：重要事項説明書

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

(入退居)

第13条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく、指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならないものとする。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。

5 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で検討するものとする。

6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

7 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(要介護認定の申請に係わる援助)

第14条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(入退所の記録の記載)

第15条 施設は、入居に際しては入居の年月日及び施設の名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第16条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにするものとする。

第4章 施設サービスの内容

(施設サービス計画の作成)

第17条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

2 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画について、入居者に対して説明し、同意を得るものとする。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

(施設サービスの取扱方針)

- 第18条 施設は、入居者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。
- 2 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことが出来るよう配慮するものである。
 - 3 指定介護福祉施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
 - 4 施設の職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 5 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとする。
 - 6 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 7 施設は、入居者等からサービスに関する記録の提供の申し出があった場合は、適切な方法でその情報の提供を行うものとする。

(介護)

- 第19条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、その心身の状況などに応じて、入居者一人ひとりの固有の生活リズムを尊重しながら適切な支援を行うものとする。
 - 3 施設は、入居者のこれまでの人間関係や社会関係が断ち切られることなく、また、新たな人間関係を築きながら日常生活を営めるように支援を行うものとする。
 - 4 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により入居者の入浴を行うものとするとともに、一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など出来るだけ個々の意向に応じた入浴機会を設けるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることが出来ない場合は身体的清拭を行うものとする。
 - 5 施設は、入居者に対し、その居室にあるトイレで、その心身の状況に応じた適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
 - 6 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、個々の排泄リズムを捉えて適切に取り替えるものとする。
 - 7 施設は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
 - 8 施設は、1ユニットに常時一人以上の介護職員もしくは看護職員を配置しなけ

ればならない。

- 9 施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。
- 10 施設は、入居者に対し、栄養、清潔の管理や、適時の離床や体位交換の援助等により褥瘡発生の予防に努めなければならない。

(食事の提供)

第20条 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。
食事時間は、朝食（8：00～）・昼食（12：00～）・夕食（18：00～）とする。

- 2 食事の提供は、入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して家庭的な雰囲気の共同生活室で行うように努めるものとする。

(相談及び援助)

第21条 施設は、常に入居者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第22条 施設は、教養娯楽設備等を整えるほか、適宜入居者の嗜好に応じたレクリエーション活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の希望に応じ、また地域交流、社会参加の機会作り等支援のために外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第23条 施設は、入居者に対し、その心身の状態等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(栄養マネジメント)

第24条 施設は、入居者に対し、その栄養状態を適切にアセスメントし、その状況に応じて多職種協働により栄養ケア・マネジメントを行う。

(健康管理)

第25条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の生活記録に必要な事項を記載するものとする。

3 医療連携については重度化対応指針に定める。

(衛生管理等)

第26条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 施設は、当該施設において感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための「指針」の整備、「委員会」の設置、「研修」の機会確保を行うものとする。

(協力医療機関)

第27条 協力医療機関及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。

協力医療機関	さくら病院
(所在地)	(福岡市城南区南片江6丁目2-32)
	電話番号 092-864-1212

同	ひのでクリニック
(所在地)	(福岡市南区大橋3丁目25-32)
	電話番号 092-541-5341

協力歯科医療機関	株式会社クロスケアデンタル
(所在地)	(福岡市早良区次郎丸5丁目11-51-2F)
	電話番号 092-986-9600

第5章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

第28条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から(別表1)に掲げる利用料の一部及び居住費と食費を加えた額の支払を受けるものとする。

ただし、入居者が利用料等の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとする。

- 2 施設は、前項に定めるもののほか、ユニットの提供を行うことに伴い必要となる居住費の額及びその他の費用について、(別表2)に掲げるその他の費用の支払を受けるものとする。
- 3 施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書にて説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第29条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

第6章 施設利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第30条 入居者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指導に従い、入居者相互の友愛と親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るように努めること。
- (2) 施設及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (3) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うように努めること。
- (4) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア 喫煙は所定の場所で行うこと。
 - イ 発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。
 - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
- (5) 飲酒は施設長が定めた時間と場所で行うこと。

(面会)

第31条 入居者に面会しようとする外来者は、その注意事項に従い、面会しなければならない。

(外出・外泊)

第32条 入居者が外出又は外泊を希望するときは、事前に施設長に申し出なければならない。

(健康維持)

第33条 入居者は、努めて健康に留意し、特別な事由がない限り、施設で行う健康診断、

医療を受けなければならない。

(身上変更の届出)

第34条 入居者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

第35条 施設は、想定される非常災害の種類及び規模に応じ、それぞれ具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行わなければならない。

第8章 その他施設運営に関する重要事項

(掲示)

第36条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第37条 施設の職員又は職員であった者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文章により入居者の同意を得るものとする。

(利益供与等の禁止)

第38条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(苦情処理)

第39条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

- 2 施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 施設は、その提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保健団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(地域との連携)

第40条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第41条 施設は、入居者の事故防止のため、事故発生の防止及び発生時対応の指針に基づき、事故発生防止のための委員会を組織し、安全且つ適切なサービスの提供に努めるものとする。
- 2 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(入居者に関する市町村への通知)

- 第42条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
- (1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
 - (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整理)

- 第43条 施設は、従業者、設備、会計及び入居者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備し、完結後5年間保存しておくものとする。
- (1) 管理に関する記録
 - ア 事業日誌
 - イ 沿革に関する記録
 - ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録

- エ 定款及び施設運営に必要な諸規程
- オ 重要な会議に関する記録
- カ 月間及び年間の事業計画表及び事業実施状況表
- キ 関係官署に対する報告書の文書綴
- (2) 入居者に関する記録
 - ア 入居者台帳
 - イ 施設サービス計画書
 - ウ 処遇日誌
 - エ 献立その他食事に関する記録
 - オ 入居者の健康管理に関する記録
 - カ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録
 - キ 行った処遇に関する入居者及びその家族からの苦情の内容等の記録
 - ク 入居者の処遇により事故が発生した場合の事故の状況及び事故に関して採った処置についての記録
- (3) 会計に関する記録

(身体拘束廃止)

第44条 施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、拘束は行わない。上記により、緊急かつ一時的に拘束が行われる場合は[サービス向上指針「やむを得ず身体拘束を行う場合の対応」]の取決めに準じて対応する。

(高齢者虐待防止)

第45条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、以下の必要な措置を講じる。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識、技術の向上に努める
- (2) 個別支援計画の作成等、適切な支援の実施に努める
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整備し、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める
- (4) 虐待等の発見時における、行政及び関係機関への通報を行う。
- (5) 「高齢者虐待防止指針」を作成し、遵守する。

(緊急時等における対応方法)

第46条 従業者は、指定介護福祉施設サービスの実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医に連絡等の処置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

第47条 事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発、職場におけるハラスメントの内容および職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。

- (1) 苦情を含む、適切に対応するために必要な体制の整備、相談対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する。

第48条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則	:	この規定は、平成25年	7月	1日から施行する。
		この規定は、平成30年	4月	1日から改正施行する。
		この規定は、平成30年	12月	1日から改正施行する。
		この規定は、令和3年	4月	1日から改正施行する。
		この規定は、令和6年	4月	1日から改正施行する。
		この規定は、令和6年	8月	1日から改正施行する。

別表 1

A：介護福祉施設サービス費

要介護 1	7 6 5 単位	(下記加算①～⑨を含む)
要介護 2	8 3 5 単位	(下記加算①～⑨を含む)
要介護 3	9 1 0 単位	(下記加算①～⑨を含む)
要介護 4	9 8 1 単位	(下記加算①～⑨を含む)
要介護 5	1 0 5 0 単位	(下記加算①～⑨を含む)

- ① 看護体制Ⅰ・Ⅱ (4) (8) ② 夜勤職員配置Ⅱ (1 8)
 ③ 日常生活継続支援加算 (4 6) ④ 褥瘡マネジメント加算 (3)
 ⑤ 排せつ支援加算 (1 0) ⑥ 科学的介護推進体制加算 (5 0)
 ⑦ 個別機能訓練加算 (1 2) (2 0) ⑧ 協力医療体制加算 (1 0 0)
 ⑨ 高齢者施設感染対策向上加算 (1 0)
 ⑩ 介護職員等特定処遇改善加算 (単位数×1 4. 0%)

\$、上記の単位に利用日数を掛け、⑩を加算し、地域加算@10.45 円で換算する。

B：追加加算請求分 (1 日及び 1 回につき)

- | | |
|-----------------------|------------|
| ① 福祉施設利用初期加算 | 3 0 単位 |
| ② 安全管理体制加算 | 2 0 単位 |
| ③ 福祉施設外泊時費用 | 2 4 6 単位 |
| ④ 退所前後訪問相談援助加算 | 4 6 0 単位 |
| ⑤ 退所時相談援助加算 | 4 0 0 単位 |
| ⑥ 退所前連携加算 | 5 0 0 単位 |
| ⑦ 療養食加算 | 6 単位 |
| ⑧ 再入所時栄養連携加算 | 4 0 0 単位 |
| ⑨ 看取り介護加算 (Ⅰ) | |
| 死亡日以前 3 1 日以上 4 5 日以下 | 7 2 単位 |
| 死亡日以前 4 日以上 3 0 日以下 | 1 4 4 単位 |
| 死亡日以前 2 日又は 3 日 | 6 8 0 単位 |
| 死亡日 | 1 2 8 0 単位 |
| 看取り介護加算 (Ⅱ) | |
| 死亡日以前 3 1 日以上 4 5 日以下 | 7 2 単位 |
| 死亡日以前 4 日以上 3 0 日以下 | 1 4 4 単位 |
| 死亡日以前 2 日又は 3 日 | 7 8 0 単位 |
| 死亡日 | 1 5 8 0 単位 |

⑩ 配置医師緊急時対応加算

通常の時間外	350 単位
早朝・夜勤の場合	650 単位
深夜の場合	1300 単位

\$、上記の単位に利用日数を掛け、A⑥を加算し、地域加算@10.45 円で換算する。

別表 2

\$、居住費（1 日利用につき）基準額

C：居住費＜所得階層別負担限度額＞

第4段階	2,066 円／日「基準額」
第3段階	1,310 円／日
第2段階	820 円／日
第1段階	820 円／日

\$、食費（1 日利用につき）基準額

D：食費＜所得階層別負担限度額＞

第4段階	1,500 円／日「基準額」
第3段階	650 円／日
第2段階	390 円／日
第1段階	300 円／日

\$、その他の費用

E：散髪代 1,500 円～1,700 円／カット

F：電化製品代 500 円／月（テレビ等の電化製品を居室内で常設使用中の場合）

令和 6 年 8 月 1 日改定